

HEALTHY・COLORFUL・BRIGHT TOWN

健やか・彩り・輝きのまち

大鰐町ホームページアドレス <http://www.town.owani.aomori.jp>

青森県
大鰐町
広報誌



除雪機械ふれあい体験学習・長峰小学校児童
(青森河川国道事務所大鰐除雪ステーション)

『雪国に暮らす』

リンゴ、米作りはもちろん

私達の生活に

水はなくてはならないものだけれど

雪は厄介者のようで

時にはみんなの遊び相手

楽しくつき合えたらいいね



除雪機械ふれあい体験学習で除雪車両に乗せて
もらってごきげんな蔵館保育園園児

Topics

話題



鱈の雪像

雪の子わんぱく大会が1月18日、鱈の雪像の中庭を会場に行なわれました。

大鱈町子ども会育成連合会（会長幸山貞一）が毎年開催しており、この日は親子連れ20人程参加して、全長約10メートルの鱈の雪像や滑り台、ミニかまくらなど、二時間程かけて完成させていました。

また、お昼にはみんなで熱々の豚汁を食べながら、雪像の出来栄えに満足そうに見入っていました。



大鱈保育園 園児が凧を プレゼント

大鱈保育園の園児10名（年長組）が1月29日、大鱈町役場を訪れ二川原町長に手作りの凧をプレゼントしました。

園児らが、「二川原」と大きく描かれた凧を、「これからもお仕事がんばってください」と手渡すと、二川原町長は思いがけない贈り物に感激していました。

また、園児らは、父母と一緒に自分の名前を入れた凧を作ったり、凧揚げをして楽しんだときの様子を嬉しそうに報告していました。



文化財火災 防ぎよ訓練

文化財を火災から守るための火災防ぎよ訓練が1月26日、大円寺で行なわれ、東消防署南分署、町消防団、大円寺自衛消防隊ら関係者約70名が参加、俊敏な動作で訓練にあたった。

東消防署の成田裕太郎署長が迅速で統制の取れた訓練であった。一人ひとりが火の取扱に注意を払って欲しい」と講評、二川原町長が、大変心強く拝見した。大鱈の地名にもかかわりあるといわれる国指定重要文化財の大日様を後世に伝えなければならぬ」と訓示、大円寺の工藤弘典住職が、八百年以上守られてきた本尊とともに、これからも、生命、財産を火災や災害から守っていたきたい」とあいさつして、訓練を終えました。



T o w n

町の



お手玉を使って
無理せず楽しく

大鰐町民力 レτζジ

町が主催する「町民カレツジ」全5回の最後となる、省エネで体を動かそう！お手玉体操1・2・3」が1月16日、町中央公民館で約35名の参加者が集まって行なわれました。

中村敦子氏（弘前市スポーツ指導員）を講師に招き、冬場の健康増進にと開催されたもので、参加者は「お手玉を使った体操」に心地よい汗を流していました。

子どもの頃、お手玉に慣れ親しんでいた人も、久しぶりの感触に最初は戸惑っている様子も見受けられたが、すぐに勘を取り戻し、家に帰ってからも孫と一緒にやってみます」と語っていました。

スキーリレー 競技大会

碓ヶ関学童スキーリレー競技大会が1月25日、碓ヶ関小学校特設コースで行なわれ、当町小学校などの女子14チーム、男子19チームがエントリーして熱戦を繰り広げました。

女子は大鰐小チームが3位、男子は長峰小Aチームが2位に入賞しました。

競技成績結果（上位入賞）
女子

3位 / 大鰐小 22分18秒8（畑中帆乃香・山谷真琴・畑中由依奈）
4位 / 長峰小 22分31秒9（佐々木玖瑠美・水木彩・栗林柚奈）
5位 / 大鰐二小 A 22分57秒7（長利弥南・山中由佳・神佳花）
6位 / 蔵館小 A 23分8秒8（澤田美穂・島内温子・工藤亜寿紗）
男子

2位 / 長峰小 A 41分2秒5（藤田光輝・水木大生・水木直哉・藤田圭）
3位 / 大鰐小 A 43分22秒6（原田隼平・成田柁・幸山育央・三浦翼）
4位 / 大鰐二小 A 43分24秒5（下山駿・木田晴大・木田京介・大瀬隆成）



料理教室

町中央公民館主催の料理教室が1月17日、中央公民館で受講生20名ほど集め行なわれました。

工藤みどりさんを講師に、正月に疲れた体に優しい和食料理ということと、大根、ねぎ、ながいもなどの野菜たっぷり料理作りをチャレンジしていました。

工藤さんは調理法と中身をちよつと変えることで食欲増進になります。風邪が流行るこの時期は、野菜をしっかりと食べて、健康増進はまずは食から」と、食の大切さを語っていました。



冬は、不足しがちな野菜をしっかりと取りましょ

平成20年度全国統一防火標語

火のしまつ 君がしなくて 誰がする

消防だより



消防署 南分署

☎48-2108

大鰐町消防出初式



来る3月29日(日)、大鰐町消防出初式が、大鰐中学校、駅前通りを会場に行われま

す。消防団員は生業のカタワら、365日、火災や各災害に備え、また各災害に出動しては消防活動を行い、町民の生命財産を守っているボランティアで、広範囲な分野において地域住民の防災に貢献しています。

消防出初式は、消防団員の士気の高揚を図り、人員服装点検、機械器具点検、放水訓練をはじめ、徒歩及び車両分列行進など、訓練の成果を披露し、町民に対する防火・防災意識の啓発を行い、今年一年、大鰐町が災害のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的としています。

町民の皆様、ぜひ、この雄姿を見学にお越しください。お待ちしております。

『山火事に注意!』

今冬は、例年になく降雪が少なく、気温も高めであることから、山間部の雪解けも非常に早いものと思われます。

そこで、気を付けてほしいのが「山火事」です。雪解け後の空気が乾燥している時期が一年のうちで最も「山火事」が発生しやすい時です。入山や農作業の際には次のことを守ってください。

枯草など火災になりやすい場所でたき火をしない。

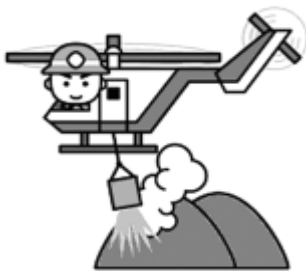
たき火の場所を離れる時は完全に消火する。

強風の時や乾燥時には、たき火や火入れをしない。

たばこの吸い殻は確実に消火し、絶対に投げ捨てはしない。

火遊びはしない。

この5つを一人ひとりが守ることで山火事は防止できます。皆様のご協力をお願いいたします。



アパートを含むすべての住宅の寝室に「住宅用火災警報器」設置しましたか？

連日のように報道される火災。また、最悪の場合、皆さんの尊い生命を奪う火災。この火災からみなさんの大切な生命を守るために、「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられてから約10ヶ月となりました。

みなさんも「存じのとおり、この住宅用火災警報器」は、アパートを含む住宅のすべての寝室に設置するよう義務づけられています。

しかし、皆さんが安心して眠っているとき、いち早く火災を知らせる住宅用火災警報器ですが、設置しているお宅はまだ少ないようです。

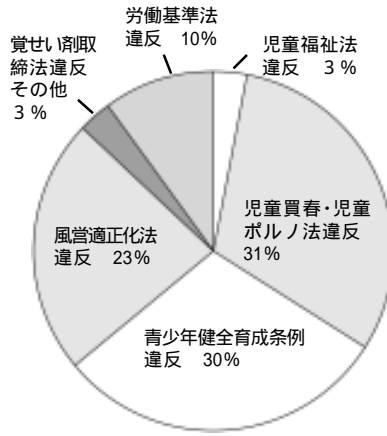
そこで、皆さんの尊い生命を火災での逃げ遅れから守る「住宅用火災警報器」を、まだ設置していないお宅がありましたら、いつも寝ている部屋への「住宅用火災警報器」設置をお願いします。

また、消防職員は絶対に、消火器・住宅用火災警報器等の訪問販売することはありませんので、悪質な訪問販売に十分注意して下さい。

問い合わせは 消防本部予防課 ☎32 5104 または、南分署まで



【平成20年中 福祉犯の被害少年】



【出会い系サイト介在の福祉犯の状況】

	H20年	H19年	増減
検挙件数	50	45	5
検挙人員	32	34	- 2
被害者数	30(29)	30(30)	- 6(- 1)

()内は女子の数

『少年を犯罪被害から守るため、また家族で防ぐため、携帯電話にはフィルタリングサービスを設定し、次の対策をしましょう。』

自分を守る！ネット利用の基本ルール(犯罪の被害者にならないために)

掲示板にはむやみに個人情報を「書き込まない！」

「出会い系サイト」や勧誘メールは、「絶対見ない！」

「出会い系サイト」などで知り合った人とは「絶対に会わない！」

子どものために、フィルタリングで有害なWebサイトへのアクセス制限を

パソコンの場合(フィルタリングソフトを利用)・・・詳しくは、ご利用のプロバイダーやインターネット協会にお尋ねください。

携帯電話の場合(フィルタリング機能を利用)・・・携帯電話各社では、携帯電話による「出会い系サイト」などへのアクセス制限機能を無料サービスとして提供しています。詳しくは、ご利用の携帯電話会社までお尋ねください。

『少年サポートセンターでは少年の悩みや子どもについての心配など、相談を受け付けています。』

3月は、卒業・進学・進級・就職などで気持ちが不安定になりやすい時期です。それに伴い生活のリズムが乱れがちになり、ちょっとした気のゆるみから深夜はいかい・無断外泊・飲酒・喫煙・万引き等の非行に走ったり、様々な福祉犯罪の被害となる危険が潜んでいます。

少年一人ひとりに目を配り、少年達の小さな変化を見逃すことなく、少年の福祉を害する犯罪等から守りましょう。

青森県警察本部では、少年補導職員を中心に警察本部・青森警察署・八戸警察署・弘前警察署の4箇所「少年サポートセンター」を設置し、少年が飲酒、喫煙等の不良行為にある段階で適切な対応をとるとともに、関係する機関や民間のボランティア等と連携して家庭への助言や、犯罪やいじめ、児童虐待などの対策や指導、相談先の紹介を行っています。さらに、被害に遭った少年達への支援活動にも努めています。お気軽にご相談下さい。

《ヤングテレホン》☎0120 - 587867 8時30分～17時(土日祝日、年末年始を除く。)

《メールでの相談は》 youngmail-587867@extra.ocn.jp 24時間受理。回答は1～2日後(土日祝日、年末年始を除く。)

《少年サポートセンターHP》(ピアナビ) 県警HPからもアクセスできます。http://www.police.pref.aomori.jp/seianbu/syounen/peernavi/index.htm

違法・有害情報から少年を守るためにフィルタリングの活用を

次代を担う少年が、心身ともに健やかにたくましく成長することは県民すべての願いです。

最近、パソコンや携帯電話のインターネットによる「出会い系サイト」等を利用した少年達が、「児童買春」や「県青少年健全育成条例違反」等の少年の福祉を害する犯罪の被害者となるケースが後を絶ちません。

18歳未満の児童は、「出会い系サイト」を利用出来ません。また、「出会い系サイト」に、児童に関わる性交など、対償を示した異性交際の書き込みをすることは、成人も少年も処罰の対象となります。

《平成20年中福祉犯法令別被害少年数》

平成20年中に福祉犯で検挙した人員は32人(50件)で、被害少年数は30人です。

被害に遭った殆どが女子少年であり、右上の円グラフの被害者のおよそ8割近くが性被害を受けています。

黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況(平成21年1月末)

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		21年	前年比	21年	前年比
人身事故	発生件数	5	3	5	4
	死者	0	0	0	0
	傷者	5	2	5	3
物件事故		16	- 1	11	2

『振り込め詐欺』等不審な電話にご注意！おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

21年度の健康診査申し込みが始まります

保健協力員が、各家庭に申込書を配布いたします。町の健康診査を希望される方のいる世帯は、必要事項を記入の上、地区の保健協力員または保健福祉課まで提出してください。町の健康診査を希望しない世帯の提出はおりません。

40歳～74歳の大鰐町国民健康保険加入者、生活保護世帯の方は町の特定健康診査を受けることができます。

75歳以上の方は、特定健康診査対象者通知が申込書に

同封されている方が対象です。がん検診、婦人科検診は、医療保険を問わず対象年齢であれば受けることができます。

地区集会施設でのレントゲン検査は、結核検診として行ないますので、65歳以上の方が対象になります。そのため、64歳以下でレントゲン検査を希望される方は、複合検診の肺がん検診をお申し込みください。

今年度の健診内容と対象者

【婦人科検診】

検診名	内容	対象年齢	検診間隔	検診日
子宮がん検診	視診、細胞採取、内診、卵巣超音波検査	20歳以上(H1年以前の奇数年生まれの方)	2年に1回 (21年度は奇数年生まれの方が対象)	5月21日(木) 5月22日(金) 5月31日(日) (31日は午前中の検診です)
乳がん検診	視触診とマンモグラフィー(乳房X線検査)	40～59歳(S25年4月～12月生まれ、S27年～43年までの奇数年生まれ、S45年1月～3月生まれの方)		
	マンモグラフィー	60歳以上(S23年以前の奇数年生まれ、S25年1月～3月生まれの方)		
骨密度検診	右かかとの音響的骨値測定	40・45・50・55・60・65・70歳の方 40歳(S44.4.1～S45.3.31) 45歳(S39.4.1～S40.3.31) 50歳(S34.4.1～S35.3.31) 55歳(S29.4.1～S30.3.31) 60歳(S24.4.1～S25.3.31) 65歳(S19.4.1～S20.3.31) 70歳(S14.4.1～S15.3.31) 申込書に『骨密度検診対象者通知』が同封されている方が対象です。	5年に1回	5月21日(木) 5月31日(日) (5月22日は骨密度の検診はありません。)

複合検診は、検診月ごとに対象地区を指定させていただきました。都合のつかない場合は保健福祉課までご連絡ください。

【対象地区と検診日】

蔵館、元長峰、苦木、長峰、九十九森、唐牛、駒木、駒ノ台、日の出、前田ノ沢は
6月9日(火)～6月12日(金)
大鰐、宿川原、三ツ目内、居士、高野新田、折紙、虹貝、虹貝新田、早瀬野、島田、八幡館、鯖石、森山は
7月6日(月)～7月10日(金)

【複合検診】

検診名	内容	対象者
特定健康診査	身体計測、診察、尿検査、血液検査、血圧測定等	・40歳～74歳(S10.4.1～45.3.31までに生まれた方)で国民健康保険加入者 ・75歳以上で申し込み封筒に特定健康診査対象者通知が同封されている方 ・生活保護世帯の方
胃がん検診	バリウムによる検査	40歳以上(S45.3.31までに生まれた方)
大腸がん検診	便を2日分採便スティックで採取して持参	
肺がん検診	胸部レントゲン検査、痰の検査	
肝炎ウイルス検査	採血によるウイルス検査	

【検診料金】

検診名	社会保険加入者	国民健康保険加入者	70歳以上・生活保護世帯
特定健康診査	/		700円
肝炎ウイルス検査	B型肝炎	200円	200円
	C型肝炎	500円	300円
胃がん検診	1,000円		500円
大腸がん検診	600円		300円
肺がん検診	レントゲン	400円	200円
	喀痰検査	600円	300円
子宮がん検診	細胞診	1,000円	500円
	超音波	1,000円	1,000円
乳がん検診	視触診	400円	200円
	マンモグラフィー	1,000円	500円
骨密度検診	1,400円	700円	無料 子宮がんの超音波検査は70歳以上でも1,000円かかります。生活保護の方は無料です。 社保 1,400円 国保 700円 生保 無料

詳しくは
町役場保健福祉課 健康推進係 ☎48-2111内線307・308・309

【特定健康診査に関するお問い合わせは、国保係内線313まで】

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)のお知らせ

所得の低い方の保険料負担をさらに軽減するなど、決定しましたのでお知らせします。

平成21年度の保険料の軽減について

1.均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入が80万円以下(その他各種所得がない)の世帯については、均等割額を9割軽減します。

7割軽減対象者・・・世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額等の合計が、基礎控除額33万円を超えない方。

2.所得割を負担する方のうち、総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額(旧ただし書き所得)が58万円以下の方については、所得割額を一律5割軽減します。

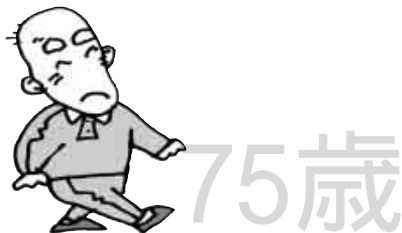
3.制度加入直前に被用者保険()の被扶養者であった方については、均等割額を9割軽減します。

被用者保険とは全国健康保険協会管掌健康保険(平成20年10月より政府管掌健康保険から変更)、船員保険、健康保険組合、共済組合など。

平成21年1月1日からの見直しについて

平成21年1月から、あなたの75歳の誕生日の負担(限度額)が軽減されます。

これまで、75歳の誕生日を迎えられた方は、「誕生日以後の長寿医療費制度」と「誕生日前の医療保険限度額」と2つの制度に加入することになるため、それぞれの制度の限度額までお支払いいただくことがありました。今後は、それぞれの制度の限度額を半分にすることにより、誕生月の負担が増加するという問題が解消されました。



平成20年4月～12月に75歳になり長寿医療制度の被保険者となった方にも、負担が増加した分を遡って支給することとしており、今後、ご案内します。

平成21年4月1日からの見直しについて

1.保険料の納付方法の選択制について

保険料を年金からお支払いされている方は、口座振替でのお支払いが可能となったことにより、お支払い方法が選べるようになりました。

【注意】

ア.世帯主等の口座振替に変更した場合、その方の社会保険料控除額が増え、世帯として所得税・住民税が少なくなる場合があります。

イ.口座振替で確実な納付が見込めない方については、変更が認められない場合があります。

ウ.年額18万円未満の年金を受給している方などは、年金からのお支払いの対象になりません。

口座振替をご希望される方は、手続きの期限や方法など、詳しくは町役場保健福祉課国保係までお問い合わせください。

例)限度額の区分が「一般」の方が、1月に75歳になった場合

【これまで】	1月	75歳の誕生日	2月
国保又は被用者保険	限度額 44,400円	限度額 44,400円	
長寿医療			限度額 44,400円
	44,400円		88,800円へと負担が増加となっていた

【平成21年1月1日からは】

	1月	75歳の誕生日	2月
国保又は被用者保険	限度額 22,200円		
長寿医療			限度額 22,200円
	44,400円 負担増加が解消		

12月定例町議会

一般質問

町政ここが聞きたい

秋田谷 和文 議員
 成田 孝昭 議員
 渡辺 久一郎 議員
 山田 金治 議員

外崎 俊一 議員
 内海 繁勝 議員

6名登壇

質問

町内での新型コロナウイルス
 エンザ発生時の対応につ
 いて



秋田谷和文 議員

問 「新型コロナウイルスエンザ」とは、おおざっぱに言うならば、鳥インフルエンザが鳥から人へ感染し、このウイルスが変異して人から人へ感染するものようであります。人類にとつて未知のウイルスであり免疫を持っていないので、容易に人から人へ感染が広がり、推計四千万人が死亡したとされるかつてのスペイン風邪やアジア風邪・香港風邪に匹敵する世界的大流行が危惧されているところですか。

我が町内で発生した場合、いかなる対応を取るのか。いかなる業務を続け、いかなる業務を停止することになるのか。感染拡大を防止することにより、町民及び町職員の人命を守らねばという命題と、一定水準の行政サービスの維持を図らねばという命題の狭間で、相当混乱が予想されます。

ともかく、現実には発生してか

ら対応の検討では遅い。各部署で事前にマニュアルを作成しておく必要がある。某中央紙によれば、東京都荒川区では今夏、全業務の対応マニュアルを作成したと報じておりました。町民の権利に直結する戸籍事務、保育所・学校の閉鎖、障害者や独居老人への支援、ごみ収集業務、鰯カム・おおわに山荘・中央公民館等の施設の業務等々、新型コロナウイルス発生時における町政執行の対応策について伺います。

答 (町長) 青森県が平成十八年に想定したところでは、流行が八週間継続した場合の罹患者は、県人口の二五％に達し、医療機関を受診する患者数は十九万八千人で、そのうち五百人が入院し、千三百人以上が死亡すると推計しております。

二十年度には、医療圏ごとに

具体的医療体制を決定、全庁的な図上訓練の実施、市町村や関係団体を対象とする説明会、医療関係者を対象とする研修会を開催し、保健所が中心的役割を担い関係機関が連携した対策を講ずることになっております。

県では去る七月に県庁に対策本部を設け、新型コロナウイルス発生時の対応の検証、課題

の抽出、職員の対応能力の向上等を図るための運営訓練を実施しております。九月には津軽地域における対策の充実に図るため、保健所を中心に医師会、医療機関、市町村、消防機関、警察署、その他の団体による津軽地域新型コロナウイルス対策協議会が設置されました。

対策は当然ながら流行の状況に応じて講ずることになりますし、例えば特定地域への旅行の自粛要請から、不要不急の外出の自粛要請、学校の閉鎖、強制隔離などが行われる可能性がありますが、町職員も二五％減の勤務体制を想定すべきと思っております。全体的心構えは大きな災害に遭遇した場合に似ており、食糧・医療品・日用品・燃料等の備蓄、ライフラインの確保、一般廃棄物の適正処理等が課題となるうかと思

います。

いずれにしましても、国・県と連動した対策マニュアルを平成二十年度内に作成していくことにしています。

質問

公共工事(下水道)の入札について
 財政健全化計画につい

問 ことし三月議会において、大鰐町が発注する公共工事を大鰐町に本店を置く業者への発注を求める決議案が賛成多数で議決されております。この決議案は法的な拘束力はありませんが、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るには不可欠なものであると思っておりますが、それが一回も実行されていない現在、いかなる理由があるのか。次の二項目について町長の見解を伺います。

町内にある業者の中で合併浄化槽工事のできる業者が三社よりないために、他市の業者も指名入札に参加しているとのことでありますが、年間工事の五〇％位は地元業者ができるよう配慮すべきではないか。

町長は、過去三回町長選に立候補しておりますが、三回とも合併浄化槽工事の指名業者の支店とも寮とも言われる場所を選挙事務所として使用しておりますが、常識的にはいかなるものかと思えます。



成田孝昭 議員

答（町長） 合併浄化槽工事ですが、五件発注のうち、町内業者が三件、町外業者が二件受注しております。補助事業は、建設業者選定規程により五社以上の指名選定を遵守して対応しております。単独事業については町内業者を指名選定することとしております。

後援会が何箇所からの中から選定・交渉し、常識的な貸借関係の下にお借りできたと思っております。また、その業者はいつから当町の工事に参加していたのかわかりませんが、事務所にお借りする以前と後で、工事受注量に差はないと思っております。なお、現在は工事予定価格を公表した上で、入札を行っていただくことはご存知のことと思えます。

問 十一月に財政健全化計画の見直し及び財政運営計画を策定しましたが、計画どおり進むことは大変難しいと考えております。新年度の予算編成も始まっていると思えますが、次の五項目について町長の見解を伺います。

今回の健全化計画を作成するに当たって、スキー場の問題を抜きにして計画は成り立たないのではないかと考えます。スキー場施設管理事業費は平

成二十一年度までの計画よりないのはいかがかと思えます。今後の計画はあるのか、ないのかを伺います。

軒並み赤字の特別会計の中で、病院は改革プランを作成しておりますが、鰐力ム、山荘は指定管理者を募集する予定になっております。鰐力ムは応募者がいるようですが、山荘はかなり厳しいのではないかと考えます。前年度一年で約四千万円強の赤字であり、応募者が無いとこのまま十分想定しなければいけないと考えられますが、いかがでしょうか。

繰出金が平成二十一年度より約八億円が試算されており、その中で公営企業会計へは病院の交付税措置見込額プラス特別債の元利償還金、山荘は年九千万円から五千五百万円、温泉は七千五百万円から四千三百萬円の持ち出しとなっておりませんが、この計画はあまりにも無理があり過ぎると思えます。町長はその都度ローリングをしていくと言っています。が、今回の計画は達成可能と言う決意のほどを伺います。

今回の財政健全化計画では、町民に対してごみの有料化を初め、固定資産税の税率アップ、さらにはへき地保育所の廃止、町単独事業の見直し、団体・イ

ベント補助金の見直し等々が計画されています。津軽地域では弘前市と我が町だけが都市計画税を徴収しています。弘前市は理解できませんが、我が町の都市計画税は理解に苦しむところであります。

このようにして果てしなく町民への負担が増えてくる中で、推計人口による津軽南地域五市町村の人口減少に歯止めがかからず、国勢調査が行われた平成十七年十月以降、大鰐町は四・八％、五百七十一人の減少率トップであります。

この現状を見ると、我が町は大変住みにくい町であると考えざるべきであります。町民にはこれ以上の負担は避けなければいけないと思えますが、いかがでしょうか。

最後に職員の給与カットの件であります。現在七％カットが行われていますが、計画では二〇％カットをすることになっていきます。生活給の大幅カットは避けるべきであると考えます。仕事に対する意欲の減退が心配されるからであります。町行政の第一線で働く職員が、常に仕事に対する意欲を持てるように配慮することも大切だと思います。スキー場、一般、両特別会計でさらに洗い直しを行い、後は給与カッ

トよりないと判断されたときに実行するということになれば、職員も理解すると思えますが、いかがでしょうか。

病院、休養、温泉の三会計とも、一般会計からの繰出金が大きな財源となっており、厳しい財政運営が続くことになりま

答（町長） 大鰐町財政運営計画には、平成二十二年以降のスキー場運営経費である修繕費及び電気料は計上しておりません。このことについては、平成二十一年度まで、頑張る地方応援プログラム（プロジェクト）の一つとして、スキー場運営経費の一部が特別交付税に算入される見込みであること、二十二年以降の運営体制等については今年度のスキー場の営業収支状況を勘案し判断することになっていることなどから計上しなかったものであることは、以前に申し上げたとおりであります。

「地方公共団体財政健全化法」において、公営企業の資金不足比率は早期健全化基準の二〇％以下に抑制することとされており、我が町は二五〇％の資金不足比率は二五〇％であります。これらのことを併せ考えますと、極めて厳しい状況にあると言わざるを得ません。したがって、応募が無い場合は休館あるいは閉館等を想定しながら、対処すべきではないかと思っております。

病院長、休養、温泉の三会計とも、一般会計からの繰出金が大きな財源となっており、厳しい財政運営が続くことになりま

す。そのため、皆様方にも辛い対応をお願いせざるを得ない状況にあります。本計画達成に向けてできるだけ努力するしかないと考えております。

住民負担が増すことも十分承知しております。町民の皆様には、できるだけ少ない負担にとどめたいと思っておりますが、先ほど述べましたとおり、本計画達成のためには町民の皆様のご理解とご協力が不可欠であります。まずは、健全な財政基盤をできるだけ早期に確立することが重要であると考えており、愛するふるさととして長く存続していくために、今回の計画に盛り込んだ対策の実行に向け努力したいと思っております。

今回策定した財政運営計画は、指導に基づき連結実質収支比率及び将来負担比率の改善に加えて、公営企業会計の資金不足を平成二十六年まで解消することを基本といたしました。そのため、各課の事務事業全般にわたって再度見直しを行ったほか、住民負担もお願いすることとし、その上で職員給与のさらなるカットを盛

病院長、休養、温泉の三会計とも、一般会計からの繰出金が大きな財源となっており、厳しい財政運営が続くことになりま

り込んだものであります。

質 問

学校給食における食育・地産地消へ栄養教諭の配置、地域を挙げた取り組みを
特別支援教育支援員について



渡辺久一郎 議員

か。さらに地場産物を給食に活用し、地域の食文化などの教育を行うよう求めており、教材として学校給食を位置づけております。学校給食における地場産物使用が重要と考えられるが、答弁を求めます。また、栄養教諭の配置はいつごろになると考えておりますか。

問 二〇〇五年六月には、食育の理念と方向性を明示した「食育基本法」が成立いたしました。具体的には、朝食をとらない小学生をゼロにすることや、学校給食での地場産物の使用を全国平均二二%から三〇%にするなどのことを目標に掲げております。これらの目標を受けて、学校給食における食育地産地消を進める動きが始まっております。

さきの通常国会で学校給食法が改正され、二〇〇九年四月から施行されます。学校給食の目的が「栄養改善」から「食育」に大きくかじを切ることとなりました。食育のビジョンについて、どのように考えている

答（町長） 最近制定されました「食育基本法」では、子供たちが健全な心、健全な肉体を培い、生涯にわたって豊かな人間性をはぐくんで行くための基礎となるものと規定されております。これがさらに、地域の食材や味覚を活かした食文化の継承、そして発展につながればと期待しているところであります。

答（教育長） 食育と地場産物の使用ということですが、子供たちに望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、学校・家庭・地域の連携による食育の充実を推進しております。あわせて、食に関する関心を高めるため、学校給食においても積極的に地場産物を活用する取り組みをしております。栄養教諭の配置については、さまざまな心身の健康問題に対応し、子供が安心して学校生活を送る環境を確保するため、

学校、保護者、地域の保健部局の医療機関等の連携により健康教育の推進も必要であります。これらは、制度的に「栄養教諭」を中核として進めることになりません。しかし、実際には栄養教諭の有資格者がまだ非常に少ない、県内の公立学校には六地区に一名ずつ、六名より配置されておりません。今後、速やかに配置されるよう、地域の関係団体と連携して県当局に要望いたします。

問 特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという観点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであります。

特別支援教育が法的に位置づけられたことにより、小中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して支援を行う者を「特別支援教育支援員」として、昨年度から地方財政措置が講じられております。

特別支援教育支援員の業務内容の一例を挙げると、学校教育活動の上に日常活動の介助、これは食事、排泄などの補助や

車いすでの教室移動補助など、学習活動上のサポート、いわゆるLDの児童生徒に対する学習支援や、ADHDの児童生徒に対する安全確保などであり、ます。

大鰐町にはこのような障害を持つ子供は何人いると把握しているのか。また、特別支援員の配置状況はどうなっているのか。

答（町長） 特別支援教育支援員であります。大変重要な問題で、各学校に配置されておりますが、具体的に活動するに当たっては多くの課題があり、苦労していると聞いています。

答（教育長） 学習障害又は注意欠陥多動性障害と高機能自閉症等で、学習や生活面の支援を要する児童生徒に対して、支援事業は二つあります。一つは従来からの「特別支援学級」、もう一つは障害が軽度で普通学級で支援が得られるよう、特別支援教育支援員の配置する事業であります。特別支援学級については、教員の資格のある先生が担当し、現在、大鰐小学校二クラス、長峰小学校一クラス配置されております。

学習や生活の面で特別な支援が必要な児童生徒が何人いるかについては、特別支援学級



質 問

災害時の要支援の必要の人のリストアップ、ガイドブックが必要と思われるが、我が町は作成しているか



山田金治 議員

問 平成二十年度東北・北海道ブロック身体障害者団体連合会団体長会議に出席する機会があり、会議の中で宮城県の

がある大鰐小学校で二名、長峰小学校で一名入級しています。障害が軽度で普通学級で授業を受けている児童は、大鰐第二小学校、蔵館小学校に若干名います。特別支援教育支援員の配置状況ですが、大鰐二小学校と蔵館小学校に各一名ずつ配置してあります

会長から、岩手宮城内陸地震の後に災害時の要支援の必要な人のリスト、ガイドブック、マップが作成されたと説明されておりました。

それによると、市町村の職員が、嘱託員、障害者の役員、民生委員と、重度障害者、高齢者の一人暮らしの自宅へ行って、情報公開してよいかを伺い、財産区長、民生委員、嘱託員、町内会長その他役員に名簿を渡して、災害時の支援にいち早く対応できるように準備しているとのこと。

我が町も、災害時に役立てるためにも、要支援の必要な人のリスト、ガイドブック、マップの作成が必要と思っておりますが、町側の対応はどのようになっているか。

答（町長） 災害時の要支援者に対する支援体制の整備は大変重要なことであります。そのために、平常時から要支援者の情報を収集し、関係組織と共有することが不可欠であります。

現在、「一人暮らし」、「寝たきり老人」などの災害時要保護者名簿を、消防署には個人情報保護条例の規定に基づき必要時提供、民生委員とは随時情報交換しております。また、毎年実

施している秋の火災予防運動期間中に、消防署員、地区の民生委員、町職員で巡回し、危険個所や災害時における避難路の確認等を行っております。

ガイドブックというのは、避難支援プランのことと思えますが、これは要保護者支援に関する全体的な考え方と要保護者一人一人に対する個別計画の二部構成となっております。

当町では、現在、地域防災計画の見直しについて県と協議中ではありますが、この計画には、要保護者関連施設、避難計画等が定められております。したがって、避難支援プランは、地域防災計画の見直しが終わる次第、これをベースに策定することにしております。

なお、国からは平成二十二年三月までに作成するよう通達があったことを申し添えます。

質問

大鰐中学校部活動に女子ソフトボール部の復活を



外崎俊一 議員

問 来春四月、大鰐小学校女子ソフトボール部十二人が、卒業と同時に中学校に入学します。既にチームの結成もできているので、即、部活動ができる貴重な存在です。しかし、大鰐中学校では現在、ソフトボール部は休部状態でありませう。かつては、青森県中学校大会で優勝の実績もあるソフト部であります。大変残念でなりません。

小学校と中学校では学習指導や生活指導において、学校間の接続が必ずしも円滑に行われているとは思いません。中学校進学に際しては、不安や戸惑いを感じている児童も少なくないと思えます。小学校と中学校における児童生徒の交流や教科指導、生活指導における連携を進め、のびのびとした学校生活の中で、子供の個性と能力の伸長を図って欲しいものです。小中一貫教育の実施を求めものではありませんが、せめて連携教育、接続教育の実施を希望するものです。

実は平成十六年から鰐中ソフト部の復活を念願していましたが、成就しないまま今日に至っており、限りなき将来性と才能を秘めた貴重な子どもたちのために、願いを叶えてやりたいと思っております。

鰐小の数々の実績と鰐中の実績を高く評価し、この子供たちがやがて高校を卒業し、生まれ育った町に戻ってきたときに、生涯スポーツの普及振興の一翼を担うすばらしい指導者となることを期待しているものです。

今一度、大鰐中学校に女子のソフトボール部復活を強く願うものであります。教育長の納得のいく回答をお願いいたします。

答（教育長） 女子ソフトボール部について、来春入学の十二名の児童がチームをつくりたいと意向があるとのことですが、部活動は教育課程外の活動であり、先生方に顧問や指導のお願いはできませんが、校長が職務上の命令はできません。また、十種目のスポーツ部活動と数種目の文化活動で、顧問となる先生に余裕がないことでもあり、現在のところ復活させる

と明確に返答できない状況にあります。ただ、少人数部活動の休止がある場合などで先生に余裕ができて、先生の顧問就任の協力が得られれば、復活は可能なものかもしれません。教育委員会としては、町内の児童・生徒が減少傾向にあることや小・中連携それと地域性を

踏まえ、学校・PTA・スポーツ関係者で部活動のあり方について協議する必要があると考えております。



質問

議会の場で平気で虚言を述べる町長の人格性を選挙公約とは、当選を得るための空手形か町長が下した財政運営計画は幼児の作文すでに潮時、これ以上醜態を曝さず退陣を三セクに対する貸付金について、監査委員の見解は



内海繁勝 議員

問 あなたが書いた、大鰐ス

キー場開発の経緯と現状という、この文書について、その事実関係を明らかにするために、特に今回はこれを徹底的に追求したい。

確かにこの文書を書いた時点で二川原氏は、いまだ公職に就いておらず、いわゆる一人であり、これまでの発言では、この文書を書いたことは認めながら、これは内海から得た知識に基づいて書いたものであり、公開するつもりはない。内海学校で勉強して、内海に出したりポルト的なものである。」と述べている。私が、この文書を再三にわたって取り上げるその理由は、この文書を見れば、誰でもわかるとおり、スキー場の存続を願っていた関係者や町民さらにスキー場に対する財政支援に賛成した議員らを指し、これを情けないとあげつらい、第三セクターは税金を飲み続けるだけでこれは清算すべきであると述べていた当時の二川原和男氏と比べて、その二川原氏が現在町長に就き、第三セクター、かつスキー場に対して前言を翻し、湯水のごとく税金を垂れ流しているその様は、誰が見ても一目瞭然、これには大変な違いがあります。突き詰めれば一度選挙で落選したときの二川原和

男氏と、現在大鰐町長の二川原和男氏、これが同一人物だとは全く信じられず、すべてはこれに尽きるということである。いやしくも町長たる者がこの段に及び、自分にとり都合が悪いとして、しかもこのような議会の場で虚言を述べるなど、絶対にして許されぬということである。

この文書について、改めて質問しますが、第一点目は、私共は第三セクターは既に破綻していると考えている」とあり、ですが、「ここで言う「私共」とは、具体的にどのような方々を指しているのか、あなたの後援会の方々なのか、また、当時あなたを支援している町会議員もこれに含まれるのか。

第二点目は、第三セクターは既に破綻している」とあるが、そうすると現在の状況はどうなのか。

第三点目は、第三セクターは清算すべきであると書いておりますが、その理由を説明していただきたい。

第四点目は、「第三セクターは税金を飲み続ける底無し沼であり、当町の三セクは既に死に体であり、一般会計からの一時凌ぎのカンフル注射を続けて先延ばしするのは止めるべきであり、三セクは清算すべき

である。」とこのように述べているにもかかわらず、現在あなたの強行している政策と比べて、これは誰が見ても、まるで正反対のを行っているのは明らかであり、これは到底納得できるわけもない。これに対してその説明をお聞きしたい。

第五点目は、「第三セクターがなくなれば、スキー場がなくなるとか、スキー場がなくなれば町が死ぬかのように、そのようなデマや噂に揺れ動いている情けない町民がいる。」と述べているが、あなたが言うその情けない町民とは、一体どの分野の方々を指しているのか。例えば、これには商店会あるいは観光業者、あるいは旅館業者に民宿やペンションの経営者、さらにスキー大会の関係者などがこれに含まれるのか、はつきりお答えいただきたい。

第六点目は、同じく、誤った考えで情けない議員がいる」と述べております。そこであなたが情けないと指摘したその町会議員が、今この場にいるのか、いないのか。

答（町長） 十八年第一回臨時会において、三セクは破綻状況にあるのか否かの質問をいただいた当時、私は三セクに行っ

た貸し付けは違法として、内海議員から青森地裁に告訴されていたことから、その裁判にかわりかねないので返答は差し控える、とお答えしました。

さらに、ある議員が当時の貸し付けが違法として監査請求をかけていて、こういいうチランを配っている、とも言っておられました。平成十一年です。から七年も経っており、ほとんど記憶になくなっていて、突然尋ねられたので、そのように返答をしたのではないかと思います。

文中の私共とは誰かということであり、今となっては推測に過ぎませんが、三セク問題に詳しい議員のように思っています。

三セクは破綻していると言っているが、現在はどうなのかというところでありますが、実質的には破綻していると思っております。

ただし、その債務に損失補償している町が破綻しないよう、に五者協定を結んだことから、見かけ上は免れていると思っております。

三セクは清算すべきという理由であり、今申し上げたように実質的には破綻しているからであり、五者協定の存在を無視できないこと

から、それにはタイミングを見計らう必要があると思っております。清算すべきと言いつながら実行できない理由はそこにあります。

スキー場がなくなれば町が死ぬと言っている情けない議員がいると記述したことについて、改めて考えてみますと、私は当時議員であった方々とはほとんど面識がありませんでした。ご指摘の町内の各種団体についても同様でありましたので、そのことからすれば、誰かの話の受け売りではないかと思っております。

これまでを振り返ってみますと、町長に就任して初めてわかったことがありましたし、以前からのしがらみに縛られたり、経済状況や法制度などにも想定外のことが出現したり、そのために考えを変更せざるを得なかったこともございます。

ただ、その時点時点で町にとって、住民にとつてより良い選択は何か、ということを基準に考え、行動してきたつもりであり、ますので、ご理解ください。

問 これまで行われた町長選挙の際、あなたが述べた選挙公約について、これを検証してみますが、二期目が公約を

現できる時、前例を繰り返すことは避けなければならぬ。三セクに税金を垂れ流すことは決していたしません。」ところが現実を見ると、自分で述べたこの言葉に真つ向から反し、あなたの手によってこれまでおよそ六億円もの税金を投入してきており、これを見てもあなたとの公約とは、単なる口先だけであつたということである。これに対するあなたの認識を聞きたい。

「二期目で温泉を活用したりハビリ施設の付いた新しい大鰐病院を整備し、病院の改革にめどをつける。」とこのように述べております。一般の財政健全化計画では町立病院の廃止も視野に入れるとし、住民説明会では次のように述べている。「このまま赤字が続くようなら病院を廃止せざるを得ません」ということである。そうすると町長二川原氏が町民に発した選挙公約とは、これが一体どのような意味を成すのか、答えていただきたい。

公営企業の町立病院には、二川原氏が町長に就いてこの七年間、国からの交付税の合計額は今年度の分も入れて、十四億九千七百七十九万六千円であります。これに対して、病院会計に実際に繰り入れた金額は、十億三千四百二十二万二千円ということであり、その差額、四億六千六百三十七万四千円、これは要するに、公営企業である大鰐町病院会計に対して、国から算入されてきている交付税の中から、今述べたとおり四億六千六百三十七万四千円をピンハネし、他の事業にこれを流用したということである。町がルールにのっとりて基準額のとおり繰り入れしなかつたため、赤字を計上する異常な事態を招いたと言つべきであり、これは病院事業をないがしろにした町長二川原の不作為、かつ極めて偏つた政策の実施に、そのすべての根源が所在すると明確に指摘する。

このように町長二川原氏の政治姿勢そのものは、到底看過できるはずはない。これに対する考えを聞きたい。

答（町長） 三セクへの財政支援問題ですが、町の乏しい懐を考へれば、投入したいはずはありません。ただ、先ほどの答弁と重複いたしますが、もし財政支援をやめ、その結果三セクが立ち行かなくなつたとした場合、五者協定からして、町がどのような状況に陥るかであり、私は、町の皆さんを、張状態にしたくはありません。

また、町の皆さんもそんな環境の中で生活したいとは思わないのではないのでしょうか。

区長・嘱託員懇談会で病院改革プランを説明するための原稿の中に、「このまま赤字が続くようなら病院を廃止せざるを得ません」とあつたのは、これは公約違反ではないかというお話であり、内海議員はそれに続く文章も、賢になつたはずなのに、なぜカットしたのでしょいか。その続きを申し上げますと、そこで、病院の改革プランの作成を進め、さらに町民の皆様から広くご意見を募り、皆様のご要望にこたえられる病院経営をしたいと考えております」となつております。以下は省略いたしますが、このことから文章の意味は、内海議員のご指摘とは異なることとおわかりいただけると思

います。

ただ、このところ他の病院と同様、急激な医師不足に苦慮しており、何とかがけつぷちでとどまっている状況であり、それが将来的には、「健康の駅」のような総合施設にできないもの、だるつかと、願望を含めて考えているところであり、

問 大鰐町の財政状況は今や破綻寸前の状態に陥つてお

り、現在公表されている数値以上に町の財政は非常に深刻でかつ悪化の度を増しており、これに加え他町村に存在しない構造的な問題を抱えており、今や抜き差しならない状況にあります。

そもそも、町長に就いたあなたがまず取り組むべきは、財政の立て直しにその主眼を置くべきであつた。

ところで町の資料によると、一般会計を初め、町が抱えている地域交流センターを含むすべての特別会計、企業会計、財団法人大鰐町開発公社、土地開発公社、そして第三セクターなど、終局的に町に帰属することになる、借金の総額であり、平成十七年度末時点で、二百三十三億五千八百二十九万六千円【】であり、平成十九年度末の借金の総額が【二百四十七億六千五百三十六万八千円】と

いうことであり、この三年間で町の借金が【十四億七百七万二千円】も増えたということである。

さらに平成十七年度末の町の預金にあたる基金の残高は、【三億一千四百三十一万七千円】であつたものが、平成十九年度末では、わずかに一億七千二百三十五万七千円【】となり、この三年間で一億四千九百九十六万

円が減少した。町の借金が年を追うごとに増え続けており、あなたはこのような実態を把握しているのか。

ところで、町民に示していた町の財政推計によると、これには数年もたらずして、町の財政が好転するかのようない記述がなされているが、これは単なる画餅。

最近では議会に対して、入れ替わり立ち替わり提示し、どれが本当の計画書なのか。このように一向に定まらず、内容が欠如する、このような計画書を前にして、我々はこれをどのように審議して、いかなる判断を下すべきなのか。

答（町長） 財政計画が次々と出てくるとのご指摘ですが、毎年、ローリングは当然として、昨年、財政健全化法が制定されたことから、その四つの指標の改善を目標に作成したわけであり、

ところが、成田議員のご質問の際にもお答えしましたように、公営企業の資金不足比率にも配慮するよう指導があつたことから、見直しをせざるを得ず、そのことを先般、議員全員協議会で説明いたしました。が、明日再度、説明申し上げます。また、一

般公開も予定しております。

問 あなたが町長として、これまで押し進めてきたその政策を見れば、そのストーリーには、つながりが全く欠如して、あなたのやっていること、これがすべてにおいて、無計画も甚だしいということであり、あなたの放漫行政によって町の財政状況が、現在どのような状態に陥っているのが、このことを明確に証していると言つべきであろう。

以前あなたが選挙浪人中に、当時の町長油川氏を指し、次のように述べております。「現町長が、依然としてスキー場と町長の椅子に執着するのは」と、この自ら発したこの言葉が、時を経て、今あなた自身に跳ね返ってくるとは、私にしても全くこれは想定外と言つべきである。そろそろこの辺りが、あなたにとり潮時と考えますが、あなたの認識を聞きたい。

答 (町長) 私は、各時点時点において町にとって、町民にとってより良い選択は何か、ということを基準に考え、行動してきたつもりであり、これからはもそうすることが私に与えられた使命だと思っておりますので、ご理解ください。

問 監査委員も承知のとおり、これまで大鰐町は第三セクターに対して、経営安定化資金と称して毎年度、年度内の返済義務を課した金銭消費貸借契約を交わし、いわゆる運転資金の貸し付けを繰り返してきております。しかし、第三セクターは約定のとおり、これが一度たりと履行したためしがなく、そのため町は、当該会計年度に生ずる歳入欠陥を避けるため、第三セクターに対して、大鰐町が返済に要する資金を貸し与え、第三セクターはこれを町への弁済に回るといふ、いわゆる借り換えという極めて不透明な手法をこれまで再三にわたって繰り返し、これに加え新たに運転資金を貸し付けするといふ、いわゆる追い貸しを行ってきており、その結果、この未収金が今では一億三千四百万円にも膨らみ累積しております。

そうすると第三セクターの惨憺たる財務状況や、当該債権に保全措置が講じられていないことに照らし、この債権の回収は到底不可能であると考えられます。債務の実態が表面化されることがないこのような手法は、是正すべしという国の強い指導もあり、そのため三セクは、償還期限である年度内に自らの手でこれを調達し、こ

れが町の弁済に充当するという資金計画を立てて、これに対して町の債務保証とも言うべき金融機関と交わす損失補償契約の承認であります。これを議会に求めてきており、議会においてこれが否決されたのは既に承知のとおりであります。町が抱えているこの債権であります。この債権には保全措置が講じられていないことを確認している。返済されない場合には、町に損害が発生することは否定できない。ただしこれまでのとおり、借り換えによる町からの新たな貸し付けにより、返済されてきていることから、今後も同様な措置がされるとすれば、損害が町に発生することはないと考えております。

この債権であります。仮にも第三者から住民監査請求がなされ、後に司法の判断を仰ぐべく、町長一川原氏を被告として訴訟が提起され、その結果、原告の主張が認められる判決が下された場合、これはそうすると、地方自治法第二百四十二

条の三第五項に基づき、代表監査委員が町を代理して、損害賠償を求めて訴訟を提起するということでもあります。

したがって、町監査委員の職務は行政全般に対する事務監査にとどまらず、場合によっては、本件の債権について、法律上における賠償債務を果たすべき者は一体誰なのか、責任の所在についてその判断が求められるものと考えます。これらのことを前提にして、法律上(地方自治法)の時効もありませんが、これに該当しない部分の債権について、これを負い、履行すべき法律上の責任について、いわゆる貸手責任の所在についてその見解を聞きたい。

答 (代表監査委員) 大鰐総合開発株式会社が一億三千四百万円を返済していないので、町へ損害を与えていないかという趣旨と思われ、官庁会計すなわち一般会計は単式簿記方式をとっており、貸付金が返済されない場合の適切な表示がされない。この例を病院などの公営企業会計などで適用されている複式簿記で表記しますと、貸借対照表の借方に、流動資産の未収金として計上されると考えます。この時点では損害が発生している

とは言えないと思いますが、一般会計に返済されるべき現金がこの分少なくなるため、平成二十年度の予算執行に当たっては、資金繰りに影響があるのではないかと思えます。

質問の二番目は、一億三千四百円の債権に担保措置が取られていないことの監査委員の見解を伺うことで、意見を述べさせていただきます。地方公共団体においては、債権の保全は必要であり、予算の執行に当たっては、厳密な姿勢が必要であります。債務者に対し担保の提供(保証人の保証を含む)を求める意見を、町当局に出したい。

質問の三番目は、訴訟が提起され、その結果が判明した時点で検討してまいりたい。

議会だよりは、町議会議員で構成される広報委員会が編集しています。なお、議事録は議会事務局で閲覧できます。

平成21年 4月 1日(水)から家庭ごみの有料化がスタート!!

指定ごみ袋の販売が各地区の取扱店で始まります!!

取扱店には、この表示があります





「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」共通

- ・大(45L):450円 / 組(10枚入り)
- ・中(30L):300円 / 組(10枚入り)
- ・小(20L):200円 / 組(10枚入り)

1枚単位でのばら売りはしませんので、ご了承ください。

土曜日に収集される資源ごみ

- ・収集場所は、各町内の指定された場所になります。
- ・「資源ごみ」は、洗えば「資源」となります。「燃やせないごみ」に出さないようにしましょう。
- ・ごみの分別をしっかりと行えば「資源ごみ」が増えて、「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」を減らすことが出来るため、指定ごみ袋購入の費用を減らすことが出来ます。

<p>びん類</p> <p>お酒のびん 薬のびん 調味料のびんなど</p> <p>【注意】 ・食べ物、飲み物が入っていたものが対象です。 ・化粧品のびんは「燃やせないごみ」になります。</p>	<p>缶類</p> <p>ジュースの缶 お菓子などの缶 スプレー缶 海苔などの缶 缶詰の缶など</p> <p>【注意】 ・食べ物が入っていたものは、水で1度すすいでください。 ・スプレー缶は爆発の危険性もあるので、必ず使い切って、穴を開けてください。</p>	<p>ペットボトル</p> <p> このマークがあるもの</p> <p>【注意】 ・水で1度すすいで、出来るだけつぶしてください。 ・キャップははずして「燃やせるごみ」に出してください。 ・ラベルは、はがさなくて良いです。</p>	<p>紙パック</p> <p>牛乳、ジュース、お酒のパック</p> <p>【注意】 ・中が銀色でないものが対象です。 ・洗って、乾かして、切って開いて出してください。</p>
<p>ダンボール</p> <p>電化製品などの箱 みかんの空箱など</p> <p>【注意】 ・たたんで、白い紙紐で縛って出してください。</p>	<p>その他の紙</p> <p> このマークがあるもの</p> <p>【注意】 ・食べ物、飲み物が入っていたものは、一度すすいでください。</p>	<p>新聞</p> <p>新聞、折り込みチラシ</p> <p>【注意】 ・白い紙紐で十字に縛って出してください。 ・チラシは新聞に混ぜて出しても良いです。</p>	<p>雑誌類</p> <p>雑誌、カタログ、辞書、教科書 封筒(窓付き封筒以外) 紙(防水加工していないもの)</p> <p>【注意】 ・白い紙紐で十字に縛って出してください。 ・防水加工のない紙(つるつるしていないもの)も雑誌類として出せます。</p>

「フン」の持ち帰りは飼い主のマナーです

「フン」をそのままにしておくと、軽犯罪法違反になります!!

最近、町民の方々から犬の「フン」の苦情が多数寄せられています。

安易な気持ちで、他人の土地や公共施設(公園・河川・道路など)に「フン」をそのままにしておくと、「見た目」や「匂い」だけでなく「飛び散る」など、他の町民の方々にも不快感を与えますので、持ち帰るなどしてきちんと処理しましょう。

散歩時の「フン」は家に持ち帰って処理をする。
川や水路に「フン」を流さない。



詳しくは 町役場住生活課
☎48-2111内線326(藤田)

住民生活課だより

ご存知ですか公的年金制度

年金個人情報の定期的な通知「ねんきん定期便」について

社会保険庁は、保険料の納付状況や年金の見込額など、年金に関わる個人情報（現役世代の皆様にお伝えするため、「ねんきん定期便」を送付することとしています。平成十九年十一月から平成二十年十月まで「ねんきん特別便」を送付しましたが、内容・様式等は異なります。

「ねんきん定期便」は、平成二十一年四月から本格実施し、加入期間、年金見込額などをお知らせすることとしていますが、一定期間は、加入者が過去の納付状況を確かめられるよう、加入者の年齢を問わず、加入履歴過去のすべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況（未納、免除の別）をお知らせします。

その一定期間が経過した後は、年齢を問わず加入者全員に加入期間、年金見込額などのほか直近一年分の厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付額を毎年お知らせします。

また、三十五歳、四十五歳、五十八歳の節目にあたる加入者には、加入履歴、過去のすべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況（納付・未納、免除等の別）を併せてお知らせします。

お手元に届きましたら、十分に内容をご確認願います。

退職（失業）による国民年金保険料の特例免除について

国民年金制度には、経済的な理由などで保険料を納めたくても納められない方を対象にした「保険料免除制度」があります。また、この免除制度には、「退職（失業）による特例免除」という制度もあります。

しかし、自動的に免除制度に該当するわけではありません。保険料免除制度を利用しようとする方が、お住まいの市町村役場へ保険料免除の申請することにより、一定の審査を経て、免除制度に該当するかどうかが決まります。

通常の免除制度は、世帯構成も、免除申請をする「本人」「配偶者」「世帯主」の前年の所得を勘案して審査されますが、退職（失業）による特例免除の場合は、このうちの「免除申請をする本人」の前年の所得を除外して審査します。よって、通常の免除制度には該当しなくても、特例免除には該当することになります。

勘案して審査されますが、退職（失業）による特例免除の場合には、このうちの「免除申請をする本人」の前年の所得を除外して審査します。よって、通常の免除制度には該当しなくても、特例免除には該当することになります。

手続きに必要なものは、以下のとおりです。

年金手帳または基礎年金番号のわかるもの（納付書等）
認印（ご本人が署名する場合

は不要）

失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険被保険者証、離職票等）

国民年金保険料が改定されます

平成21年4月分から月々の保険料が14,660円となります。年金を支える力と給付のバランスをとるために保険料の段階的な引き上げを行っています。皆様のご理解をお願いいたします。

口座振替で国民年金保険料を納めると、指定した口座から毎月自動的に引落とされるので手間や時間が省けて納め忘れがなく便利・安心・確実です。また、早割制度や前納制度を利用すると保険料が割引されます。（参照/社会保険庁ホームページ）

詳しくは 町役場住民生活課
国民年金係 ☎48 2111
内線327（成田）

男女共同参画について

総務課だより

今月の男女共同参画に関連する情報です。

『パパ・ママ教室』



弘前市の保健センターでは、出産準備中の若い夫婦のために「パパ・ママ教室」というのが開かれています。出産のビデオを見たり、赤ちゃんの沐浴の仕方などを学んだりという内容で、ほとんどが夫婦で参加しています。先日、その参加者へ

のアンケート調査の結果を見る機会がありました。

昔は名称も「母親教室」ということで女性だけが対象のものでしたが、今は子育ても夫婦共にということでも男性も積極的に参加しているようです。家事も夫婦で話し合って分担しているという方がほとんどです。その中の25%は親と同居で、核家族で他にサポートしてくれる人がいないから夫が「ということではないようです。

また、女性では休職中も含めて「仕事を休んでいる」が64%、「出産のため退職した」が10%、専業主婦が25%ということ、結婚・出産後も仕事を継続していることがわかります。

仕事と家庭の二者択一を迫られことなく、女性が子どもを育てることに喜びを持てる社会になるように、若い世代のパパ・ママを社会全体で応援していきたいでしょう。「NPO法人青森県男女共同参画研究所」

詳しくは NPO法人青森県男女共同参画研究所 ☎090 9747 1477

総務課だより

「定額給付金」のお知らせ

定額給付金の概要について、お知らせします。

「定額給付金」制度の概要

【給付対象者】

平成21年 2月 1日(基準日)において、
住民基本台帳に記録されている者
外国人登録原票に登録されている者の内、次に該当する者

・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者

・出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を有して在留する者(出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。)

【給付額】

・給付対象者一人につき………12,000円
ただし、基準日において65歳以上の方及び18歳以下の方については………20,000円

【給付金を受け取る人】

・住民基本台帳に記録されている方については、そ

保健福祉課だより

「子育て応援特別手当給付金」のお知らせ

子育て応援特別手当給付金の概要について、お知らせします。

【支給対象者及び支給対象となる子】

支給対象者については、基準日(平成21年 2月 1日)現在、支給対象となる子の属する世帯の世帯主とします。また、支給対象となる子については、3歳以上18歳以下の子が2人以上おり、かつ、第2子以降で就学前3年間の子(3歳・4歳・5歳)とします。

支給対象者及び支給対象となる子は、下記の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

(1)住民基本台帳に記録されている者
(2)外国人登録原票に登録されている者(不法滞在者及び短期滞在者は対象外)

【対象範囲】

3歳以上18歳以下 = 平成2年 4月 2日から
平成17年 4月 1日までに出生

【支給対象となる子ども】

第2子以降の子 = 平成14年 4月 2日から
平成17年 4月 1日までに出生

の方の属する世帯の世帯主

・外国人登録原票に登録されている方で給付対象者の方は、その方自身

【申請及び給付方法】

・町は、申請・受給者に対し、申請に必要な書類を送付します。申請・受給者は、郵送又は窓口への提出により給付の申請を行い、町は、審査の上給付を決定し、指定した口座への振込をします。なお、給付に当たっては、郵送による申請又は窓口における申請のいずれの場合においても、公的身分証明書等により、十分な本人確認を行った上で、給付を決定します。

【給付申請受付開始日及び申請期限】

・町では、準備ができしだい、給付申請受付開始する予定です。申請・受給者による申請期限は、給付申請受付開始日から6ヶ月を予定しております。

注:この事業は、国の第二次補正予算関連法案の国会での可決成立後に執行されるものであり、現段階では給付金の概要のみのお知らせとさせていただきます。

お問い合わせは 町役場総務課 ☎48 - 2111内線112(山内)

【支給額】

支給対象児童1人当たり36,000円とします。

【申請及び給付方法】

町は、支給対象者に対し、申請に必要な書類を送付し、郵送又は窓口への提出により給付の申請をしてもらいます。町は、審査の上給付を決定し、指定した口座への振込をします。なお、給付に当たっては、郵送による申請又は窓口における申請のいずれの場合においても、公的身分証明書等により、十分な本人確認を行った上で、給付を決定します。

【給付申請受付開始日及び申請期限】

町では、準備ができしだい、給付申請受付開始する予定です。申請・受給者による申請期限は、給付申請受付開始日から6ヶ月を予定しております。

注:この事業は、国の第二次補正予算関連法案の国会での可決成立後に執行されるものであり、現段階では手当の概要のみのお知らせとさせていただきます。


お問い合わせは 町役場保健福祉課
児童福祉係 ☎48 - 2111内線303(小川)

みんなの大鰐町中央児童館

中央児童館は、大鰐町総合福祉センターの中にあり、乳幼児から高校生まで自由に来館し遊べる施設です。もちろん、親子での利用もできます。(乳幼児は保護者同伴の利用をお願いします。)運動室や図書室などが利用でき、色々な遊具(バトミントン、卓球、バスケットボール、竹馬、プロッ

ク、ままごと、ドミノ等...)も備えてあります。

また、子ども達は異年齢児との遊びや地域との交流を通し、たくさんのことを学び心もからだも成長します。児童館は、ほっとできる「居場所・遊び場・学びの場」です。町の皆さんで大いに利用しましょう。

21年度 児童館のおもな行事予定 			
4月	1日じどうかん体験デー	1月	三世代交流もちつき大会
5月	三世代交流清掃ボランティア	2月	入学おめでとう会
	さつまいも植え&野外炊事		パソコンで作ろう!(全5回)
7月	七夕飾り&スライム作り	その他	手作りクラブ(月曜日開催)
	中央児童館まつり		出前じどうかん (町内4箇所で開催)
9月	いも掘り&焼きいも会		なかよしクラブ(全17日間) ~学校長期休業時プログラム~
11月	木工教室 手芸教室		
12月	クリスマスお楽しみ会		

詳しいことは、毎月発行の「児童館だより」を各小学校、幼稚園、保育所(園)へ配布しておりますのでご覧ください。たくさん参加し、色々な体験を通して交流の輪を広げましょう。

中央児童館

「放課後児童クラブ」をご利用ください



「両親が仕事で、子供の帰宅時間に誰もいない」「祖父母はいるが農作業などで家にいない」「家族が入院している」「近所に安全な遊び場がない」などなど... お困りのことはありませんか?

『放課後児童クラブ』は、そんな子ども達(小学生)の放課後の居場所(遊び場)です。もちろん学校からまっすぐ来館でき、宿題をしたり友達と色々な遊びをして過ごします。

また、夏休みや冬休みなどの長期休業には、

「なかよしクラブ」と称して1週間位、特別プログラムを計画しています。新しい友だちが増え、下記のように色々な楽しい体験ができます。

リサイクル工作、科学遊び、調理実習、おやつ作り、流しそうめん、遠足、お泊り会(カレー作り、花火、スイカ割、ほたる観察、肝だめし)、クイズラリー、お茶・お琴の会、昔遊び、ボウリング大会、お話会、テーブルマナー、おもちゃ作り、レクリエーション、映画観賞、運動遊びなど

お問い合わせは
大鰐町中央児童館(町総合福祉センター内)
蔵館字川原田37-6 ☎48-5656(成田・秋元)

《開館時間のお知らせ》
開館時間 午前9時～午後6時まで
休館日 毎週水曜日・祝祭日・年末年始



行事予報

3月



天候等による日程の変更にご注意ください。

1日(日)	「入学おめでとう会(10:30~/町総合福祉センター)
5日(木)	大鰐中学校 卒業式
19日(木)	大鰐第二小・蔵館小・大鰐小・長峰小学校 卒業式
29日(日)	大鰐町消防出初式(9:00~/駅前通り・大鰐中学校ほか)

4月



7日(火)	町立各小学校(10:00~/大鰐中学校(14:00~/) 入学式
-------	----------------------------------

俳句の街づくり 平成二十年第四回(通算第六十回)

投句箱入選句 (平成二十年十一月~平成二十一年一月)

投句数 小・中学生の部 四三五句

高校・一般の部 二二二句

合計 六四七句

小・中学生の部

白い花ちつてるようにゆきがふる	蔵小一年	高杉一音
お年玉みんなにもらうたからもの	第二田名部小一年	折館ひろみ
まつ赤なみ甘いかおりのナナカマド	長小二年	吹田れあり
赤とんぼ頭にとまりかみかざり	長小二年	吹田かのん
かあさんがつくったマフラーふつかふか	鰐小二年	山口ななか
雪だるまみんなの笑顔見守るよ	長小四年	水木奈々
白鳥が水面走って飛んでいく	蔵小五年	成田彩乃
ゴンドラで景色楽しむ冬の朝	蔵小六年	猪股寛聡
並んでるつらの楽器ドレミファソ	蔵小六年	菊池志歩
冬になりこたつに入りねこになる	蔵小六年	佐々木寛仁

高校・一般の部

紅葉に染まっていくよ今日の風	弘前南高大鰐校舎二年	相馬仁美
街歩きふと空見上げ紅葉かな	弘前南高大鰐校舎二年	田澤真緒
透き通る川の流れに紅葉が	弘前南高大鰐校舎三年	横山達哉
山の色夕焼け色と同じ色	弘前南高大鰐校舎三年	齊藤嘉菜恵
ふと思う秋とは一体なんなのか	弘前南高大鰐校舎三年	幸山一至
食の秋いいえ私は恋の秋	弘前南高大鰐校舎三年	須藤珠美
津軽野やストープ列車するめのせ	仙台市泉区	門田銀郎
家々に神来たるらん松飾り	大鰐町	左川佳子
初空や雲の切れ間にみる光	むつ市	折館珠慈
しめり雪重みに耐える熊笹の葉	東京都武蔵野市	岡田保誠

(<http://www.pref.aomori.1g.jp/life/tax/top.html>)からも届出することができます。

自動車税の口座振替について(6月納期分)

県税の納付は便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。お申し込みは、口座振替する通帳の取扱金融機関(郵便局以外)または各地域県民局県税部で受付しています。

申込期限は、4月30日です。

詳しくは
中南地域県民局県税部納税課
☎32-1131内線231・333

平成21年度東北地区国立大学法人等職員採用試験案内

受験申込受付期間 4月1日～10日

第1次試験日 5月17日

第1次試験合格者発表 6月30日

第1次試験地 弘前市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市

試験区分・採用予定数

大学卒業程度

事務系・・・47人(事務44人・図書3人)

技術系・・・20人(電気・機械ほか)

受験資格

昭和55年4月2日以降に生まれた者(他要件有り)

詳しくは
東北地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会 採用試験事務室 〒980-8577 仙台市青葉区片平2丁目1番地1号(東北大学本部内)☎022-217-5676

FAX022-217-4938

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp>

/shiken/

「青函の食」写真展を開催

「青函の食」フォトコンテストとしてご応募いただいた、「青函地域」の食を表現した写真を展示します。

会場 【青森会場】青森県庁北棟1階ロビー(青森市長島1丁目1-1)

展示期間 3月9日(月)～3月13日(金) 開館・開庁時間内)

主催 青函インターブロック交流圏構想推進協議会

詳しくは
青森県政策調整課(協議会事務局)☎017-734-9128

自衛官募集案内

【予備自衛官補】

資格

(一般)18歳以上34歳未満の者

(技能)18歳以上で国家免許資格等を有する者

(資格により53歳未満～55歳未満の者)

受付期間 平成21年1月5日(月)～平成21年4月13日(月)

試験日 平成21年4月18日(土)、19日(日)、20日(月) いずれか1日を指定されます。

試験場所 青森駐屯地(青森市浪館字近野45)予定

【幹部候補生(一般・技術)】

資格

22歳以上26歳未満の者

20歳以上22歳未満の者は大学卒

大学院修士学位取得(見込含)者は、28歳未満

【幹部候補生(歯科・薬剤科)】

資格

20歳以上30歳未満の者(歯科)

20歳以上26歳未満の者(薬剤科)

大学院修士学位取得(見込含)者は、28歳未満

受付期間 平成21年4月1日(水)～平成21年5月12日(火)

試験日 平成21年5月16日(土)、17日(日) 17日は飛行要員のみ)

試験場所 千年交流センター(弘前市大字原ヶ平5丁目1番地13)予定

お問い合わせは
〒036-8093 弘前市城東中央3丁目9-19 自衛隊弘前地域事務所☎27-3871 URL <http://www.mod.go.jp/pco/aomori> Eメール plohirosaki@carrot.ocn.ne.jp

野鳥は、自然のままで静かに見守ってください

ハクチョウなどへの餌付け自粛にご理解とご協力をお願いします。

もともと野鳥は、きびしい自然のなかで自らエサをとって生きています。

しかし、人が野鳥をそばに呼び寄せるためや、見に来る人を集めるためなどにエサを与えることは、自らエサをとることができなくなったり、エサを与えた種のみが増えすぎたりします。

また、水鳥がエサを求めて陸に上がることでネコなどに襲われたり、自動車にひかれるなど事故で命を落とすこともあり、野鳥にはいろいろな悪影響を及ぼすおそれがあります。

詳しくは
青森県環境生活部自然保護課☎017-722-1111内線6505～6507

INFORMATION

おしらせ

大鰐町学校給食センター調理員を募集

大鰐町学校給食センターでは、調理師免許を持っている大鰐町在住の方(20歳から50歳位まで)を募集しています。

募集人員 1名

賃金等 午前の勤務で、経験年数等を考慮して決定

申し込み 平成21年3月23日(月)まで、大鰐町学校給食センターへ履歴書をお持ち下さい。

詳しくは
大鰐町学校給食センター ☎48-2359(山口)

定額給付金をよそおった「振り込め詐欺」等にご注意ください!!

定額給付金に関し、総務省職員等をよそおった不審な電話にご注意ください。

最近、総務省職員等をよそおった以下のような不審電話の情報が寄せられてきています。

かかってきた電話を取ると、「政府給付金アンケート」等と名乗り、ダイヤル操作を促す音声ガイダンス(テープ)が流れるというものです。

総務省では「政府給付金アンケート」といったアンケート調査はおこなっておりませんので、ガイダンスに従わず、そのまま電話を切るようお願いいたします。

定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

「定額給付金」については、町民の皆さんへのご連絡や給付はまだ始まっていません。具体的な給付方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

「定額給付金」に関して、以下の点にご注意ください。

町や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

町や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

現時点で、町や総務省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに町や総務省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、町役場 総務課 ☎48-2111)や黒石警察署(☎52-2311)、または警察相談電話(#9110)にご連絡ください。

詳しくは
町役場総務課 ☎48-2111内線112(山内)

軽自動車等の廃車手続きについて

長期間使用せず、放置したままの軽自動車等や廃棄処分した軽自動車等はありませんか?

軽自動車税は、4月1日に登録されている軽自動車等に課税されますので、このような軽自動車等がありましたら、3月中に廃車の手続きをしてください。

『廃車の手続き先』

「青森580」「青森480」「1青森」「青森」等のナンバーの場合

軽自動車検査協会 青森事務所へ ☎017-739-6568

「大鰐町」等のナンバーの場合

ナンバープレートと所有者の方の印鑑を持って、大鰐町役場税務課へおいでください。手続きは、代理の方でもできます。

詳しくは
町役場税務課 ☎48-2111内線413(須藤)

自動車税についてのお知らせ

自動車税の住所変更届について

毎年6月上旬にお手元に送付される自動車税納税通知書は、運輸支局が発行する自動車検査証(車検証)に記載された住所にお送りしています。

転居等で住所が変わった場合は、運輸支局で住所の変更登録手続きをしなければなりません。なんらかの事情により、直ちに住所の変更登録ができない場合は、最寄りの各地域県民局県税部へご連絡いただくか、各市町村の住民担当課窓口へ必要事項を記載し、お送りください。

また、県税ホームページ

1歳の誕生日

【地区・虹貝】

鈴木博樹・美紀さんの子

くう
紅優ちゃん

(平成19年12月12日生まれ)



みなさん、はじめまして。
一歳になり毎日元気いっぱい遊んでいます。
甘えんぼで怒りんぼ、ちょっぴり泣き虫な「くう」ですが、これからもヨロシクネ♡

戸籍の窓口

1月受付分



おくやみもうします
亡くなった人(年齢)地区名

佐々木 安雄(60歳)森山

菊池 さこ(94歳)蔵館2

成田 行雄(77歳)蔵館8

下山 健吉(71歳)早瀬野

木田 貴郷(68歳)三ツ目内

お誕生おめでとう
お子さん(父または母)地区名

佐々木 柊(哉)(男・大)大鰐6B

工藤 那々歌(女・泰玄)蔵館5A

幸山 椎菜(女・竜也)高野新田

平田 統真(男・敏幸)八幡館

暮らしの情報「消費者からの相談事例」 見守り新鮮情報(第34号)

「国から来た」という男たちが
契約書を持ち去る



相談内容

訪問販売で布団を契約し、業者に連れられて銀行に行き、おろした現金で代金125万円を払って帰宅した直後に、「国から来た」と別の男性二人が来宅。

「悪質商法がはやってるので注意が必要。被害にあっているなら契約書を見せて」と言われて、手元にある契約書を渡した。

また後で来ると言ったのに音沙汰がない。

ひとこと助言

公的機関が被害救済をしてくれるものと安心させ、契約書を持ち去る手口です。相談をしていないのに、公的機関が訪ねてきて、契約書の提示を求めめることはありません。

契約書面は最も重要なものであり、持ち去られると被害救済が困難になります。また、個人情報を利用され、次々と被害にあう危険があります。絶対に渡してはいけません。

心配な時は、消費生活センターにご相談ください。

消費生活のご相談は

青森県消費生活センター	0177-7222	33343
弘前相談室	0177-36	343
国民生活センター相談部	03446	4500
	0999	9

大鰐町の人口と世帯数

平成21年1月末日現在	
人口	11,964人
前月比	(-5)
男	5,550人
女	6,414人
世帯数	4,288世帯
前月比	(+3)